

令和 7（2025）年度みよし市立保育園給食用弁当調理加工・配送業務委託仕様書

この仕様書は、みよし市立保育園給食用弁当調理加工・配送業務委託（以下「本業務」という。）の概要を示すものであり、本業務を受託したもの（以下「受注者」という。）は委託業務実施にあたり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の公衆衛生に関する法令等を遵守するとともに、この仕様書に記載なき事項であっても、現場の状況に応じて、信義を重んじ、誠実に業務を実施しなければならない。

1 委託業務の内容

- (1) 受注者は、自ら調理した弁当を、みよし市（以下「発注者」という。）が指示した保育園へ直接配達すること。
- (2) 受注者は、指定の時間までに配達し、指定の時間に回収すること。
- (3) 本業務の実施日は、令和 7（2025）年 7 月 22 日から令和 7（2025）年 8 月 31 日までのうち、土曜日・日曜日・国民の祝日及び 8 月 12 日から 8 月 15 日までを除く 24 日とする。ただし、自然災害等により保育園が休園になったときは、双方協議の上中止することができる。

2 配送先の園	(1) みどり保育園	みよし市三好丘桜四丁目 11-1
	(2) 打越保育園	みよし市打越町畦違 311
	(3) 城山保育園	みよし市福谷町市場 61-2
	(4) 明知保育園	みよし市明知町細口浦 41
	(5) すみれ保育園	みよし市三好町八和田 108
	(6) わかば保育園	みよし市三好町大坪 54

- 3 喫食者数 約 830 食/日（保育園児・職員・保存食）
（入退園により変動するため、変更する場合は 7 日前までに各園から連絡する）

- 4 配送時間 (1) 弁当の納入 当日の午前 10 時 15 分から午前 11 時 00 分まで
 (2) 容器回収 当日の午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

- 5 契約の方法等 単価契約とし、1 食当たりの単価には配送・回収費を含む。

6 配送及び緊急時等の対応

- (1) 受注者は、食品の安全性を常に配慮し、調理完了後、概ね 2 時間以内を目標に保育園へ配達すること。
- (2) 自然災害等の理由により、保育園が休園となる場合又は受注者が配送等できない場合は、速やかに双方で協議し、決定する。

7 提出書類

提出書類等	提出時期
業務計画書	契約締結後 5 日以内に
工程表	契約締結後 5 日以内に
管理技術者通知書（経歴書を及び受注者との雇用関係がわかる書類を添付）	契約締結後 5 日以内に
従業員名簿 （本業務に携わる従業員の氏名、担当業務等を記載したもの）	契約締結後 5 日以内に 従業員を変更した場合はその都度
献立表（使用材料、成分表、アレルギー情報等）	7 月分は 6 月 9 日（月）までに、8 月分は、7 月 4 日（金）までに

8 実績報告等

受注者は、本業務の終了後 5 日以内に様式第 1 号「みよし市立保育園給食用弁当調理加工・配送業務委託実績報告書（以下「実績報告書」という。）」に記載の上、発注者に提出しなければならない。

9 委託料の支払

委託料は、実弁当数に単価契約額（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じた額とする。なお、自然災害等により配送しなかった場合は、協議した結果の額とする。

10 安全・衛生について

- (1) 受注者は、原材料の取扱い、調理、運搬配達等にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。万が一、食中毒等の恐れがあるときは、速やかに発注者へ報告、協議の上、対応すること。
- (2) 受注者は、本業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他食品及び公衆衛生に関する関係法規、通達等に従い、施設及び器具等並びに食品の安全衛生管理に留意し、業務が衛生的に行われるよう従業員への監督、指導に努めなければならない。
- (3) 受注者は、発注者に保健所の食品衛生監視票又は保健所の立ち入り検査に係る結果通知等（最新のもの）の写しを提出すること。
- (4) 受注者は、本業務の調理従事者に対し、検便検査（赤痢、サルモネラ菌及び O-157 の検査項目を含む。）を 1 月に 1 回以上行い、検査結果を発注者に提出すること。
- (5) 食中毒などの事故が発生した場合の原因を明らかにするため、受注者は冷凍庫（－20℃以下）により 2 週間以上調理済食品を保存すること。なお、保存食及び保存に係る費用については、受注者の負担とする。
- (6) 配送に当たっては、必要に応じて温度管理できる運搬車を用いるなど適切な温度管理を行うこと。
- (7) 喫食まで、温食の場合は 65℃以上、冷食の場合は 10℃以下で保管できるよう努めること。
- (8) 調理業務は「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省医薬食品局食品安全部

長通知)」を厳守すること。

- (9) 受注者は、加熱及び冷却温度など調理作業及び食材の検収内容の記録、搬出・搬入時間の記録、従業員の健康管理チェック表など「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理の重要管理点を記録し、発注者から求められた場合には開示できるようにしておくこと。
- (10) 食品の調理は原則当日調理とし、調理終了後 2 時間以内に喫食できるように努めること。
- (11) 配送車は、衛生的に管理すること。
- (12) 当業務委託の履行期間において保健所から営業自粛、営業停止、営業禁止、営業許可取り消し等の指導又は、行政処分措置が取られた場合も安全で衛生的な方法によって食事を継続して提供するため、履行保証人を 1 社定めること。履行保証人は、市が受注者の責めにより、事業の継続が困難出ると判断した場合は、速やかに業務を引き継ぐものとする。この場合における委託料は、当該年度委託料総額から既に受注者に支払った費用及び事業中断により市が被った損害のうち受注者から賠償を受けていない額とする。なお、業務実施期間は、契約残期間とする。

12 食事内容及び献立

- (1) 食事は献立表に従ったものを作ることとし、その内容は幼児にふさわしいもので、エネルギー量や栄養素等に配慮されたものであること。(みよし市が別に定めている「保育園給食における給与栄養量(令和 7 (2025) 年度)」を参照すること。)
- (2) 受注者は、期間内の献立表(使用材料、成分表、アレルギー情報等)を作成し、発注者の承認を受けること。
- (3) 保育園における給食の趣旨を十分認識し、地産地消に努め、安全で適正な給食材料を使用するとともに、味付け等に配慮すること。
- (4) 材料の調達上やむを得ない事由により献立を変更するときは、事前に変更の事由を明記し、発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は栄養士を配置し、献立作成や衛生管理について専門的な立場から必要な指導を受けること。
- (6) 牛乳と白米は、みよし市が調理配膳する。
- (7) 残食については受注者で回収し、適法に処理すること。

13 配食容器について

配食に係る容器及び配送ケースについては、受注者自らが用意し、衛生的な容器および配送ケースを使用すること。再利用する容器の場合、回収後は洗浄、すすぎ、消毒を行った後、衛生的に保管すること。

14 事故等発生時の対応

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり事故等の防止に努め、事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は、食中毒や事故等に対応するため、製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)に基づく生産物賠償責任保険等に参加すること。
- (3) 受注者の責任において、食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履

行しなかったため、発注者及び第三者に損害を与えた場合は受注者の責において損害賠償を行うこと。

15 苦情処理・損害賠償

- (1) 受注者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るように苦情処理に努めるものとする。また、必要により発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、利用者に対するサービスの提供により、受注者の責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、利用者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

16 その他

- (1) 受注者は、本業務上、知り得た利用者の情報を本業務の利用目的以外に利用してはならない。また配達時に個人情報等を車内等に放置したり、利用者の情報を第三者に漏らしたりしてはならない。
- (2) 受注者は、発注者との連絡を密にし、必要に応じて連絡会議等に参加すること。
- (3) アレルギー対応は、使用する食材のアレルゲン詳細の分かる資料を献立表とともに提出すること。
- (4) 契約金額の請求は検査合格後とし、受注者は検査に合格したときは請求書を提出し、発注者は請求書の受理から30日以内に委託料を支払うこととする。
- (5) この仕様書に示されていない事項については、発注者と協議の上、誠実に実施すること。

様式第 1 号

令和 7（2025）年度みよし市立保育園給食用弁当調理加工・配送業務委託

実績報告書（ 保育園分）

月日	発注依頼数 ○保育園記入	確認欄 ●受注者	納品数 ●受注者記入	確認欄 ○保育園
7 月 22 日(火)				
7 月 23 日(水)				
7 月 24 日(木)				
7 月 25 日(金)				
7 月 28 日(月)				
7 月 29 日(火)				
7 月 30 日(水)				
7 月 31 日(木)				
8 月 1 日(金)				
8 月 4 日(月)				
8 月 5 日(火)				
8 月 6 日(水)				
8 月 7 日(木)				
8 月 8 日(金)				
8 月 18 日(月)				
8 月 19 日(火)				
8 月 20 日(水)				
8 月 21 日(木)				
8 月 22 日(金)				
8 月 25 日(月)				
8 月 26 日(火)				
8 月 27 日(水)				
8 月 28 日(木)				
8 月 29 日(金)				
24 日分	人		人	

上記のとおり実施しましたので、報告します。

令和 年 月 日

事業者名